

毎週火、金曜日発行（但休日相当日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物取扱

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除予定
ふ化業者の登録
- 町営土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- 共同で行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- 道路の位置の指定
- ◇教委告示 昭和四十年鳥取県立鳥取西高等学校付属幼稚園園児募集要項
- ◇公告 昭和三十九年度林業改良指導員資格試験の実施

告示

鳥取県告示第六百五十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法

（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字西浜一、七五七―七三九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
空港敷地とするため
- 四 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字西浜一、七五七―七四一、一、七五七―七四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 五 保安林として指定された目的
風害の防備
- 六 解除の理由

空港敷地とするため
〔一次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百五十一号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者を登録したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録 登録年月日 氏名又は名称 及び住所 及び所在地
ふ化場の名称

七 昭和三十九年 門 永 正 男 門 永 夫 卵 場
十一月一日 鳥取県境港市上 鳥取県境港市上
道町二七五番地 道町二七五番地

鳥取県告示第六百五十二号

昭和三十九年十月九日付けで八頭郡那家町から申請のあつた土地改良（福地地区農道橋改良）事業計画について

ては、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所 那家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十三号

昭和三十九年九月二十八日付けで八頭郡佐治村大字葛

谷一三七番地二 藤岡盛治ほか十三人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めため、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所 佐治村役場

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

米子市旗ヶ崎六七七番地
安 田 展 隆
米子市旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ式四六〇番の一部
四六〇番の一部
四五九番の一部
四六八番の一部
六八八番の一部
六八七番の一部

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年十一月十六日道路の位置を指定したため、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市錦町二丁目六七番
米川 恵博

米子市旗ヶ崎字手貝山谷ノ一
字長者開ノ二

小林新田
幅員 四メートル
延長 一四六メートル

七七八八八八八八七
二二二二二二二二二
番番番番番番番番
のののののののの
一部一部一部一部
部部部部部部部部

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

昭和四十年年度鳥取県立鳥取西高等学校付属久松幼稚園
の園児を次の要項により募集する。

昭和三十九年十一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 荻原 治郎

昭和四十年年度鳥取県立幼稚園園児募集要項

鳥取市東町一丁目

鳥取県立鳥取西高等学校付属久松幼稚園

二 応募資格

昭和三十四年四月二日から昭和三十五年四月一日まで
に出生した者(五才児)

幅員 四メートル
延長 一〇八・七メートル

昭和三十五年四月二日から昭和三十六年四月一日まで
に出生した者(四才児)

三 募集人員

五才児 約一三〇名
四才児 約三〇名

四 入園志願書用紙の交付

交付期日 昭和三十九年十二月一日(火)から

五 入園志願書の受付

1 受付期間 昭和三十九年十二月七日(月)から昭和
三十九年十二月十七日(木)までの
午前九時から午後四時までとする。

2 受付場所 鳥取県立鳥取西高等学校付属久松幼稚
園

六 選抜実施期日

昭和三十九年十二月三十日(日)午前九時からとする。

七 選抜実施場所

鳥取県立鳥取西高等学校付属久松幼稚園

八 選抜方法

入園志願者が募集人員をこえた場合は簡単なテストに
よる選抜を行なう。なお、入園志願者が募集人員に満
たない場合であっても、保護者及び入園志願者との面
談を行なう。

九 入園許可者の発表

1 期日 昭和三十九年十二月二十一日(月)正午
2 場所 鳥取県立鳥取西高等学校付属久松幼稚園

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥
取県条例第11号)第2条本文の規定により、昭和39年度
林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和39年11月20日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

1 受験資格 次の(1)から(4)までの一に該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、
旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若し
は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専

門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者、又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

(2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後のこの試験

の実施期日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が3年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導奨励

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が8年以上に達するもの

(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学識経験を有すると知事が認めた者

(注) 受験資格(4)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書（別記第

1号様式) を添え、昭和39年12月3日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間昭和39年11月26日から昭和39年12月10日まで（最終日の消印があるものは有効）
- (2) 受験願書の受付場所 鳥取市東町 鳥取県農林部造林課
- (3) 試験の日時 筆記試験 昭和39年12月22日午後1時30分から
口述試験 昭和39年12月23日午前9時から
- (4) 試験の場所 鳥取市立川町5丁目 鳥取県林業試験場
- (5) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。
- イ 筆記試験は、学校教育法による大学の卒業程度の林業技術及び林業常識について行なう。
- ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員と

して必要な能力について行なう。

3 出願書類

- (1) 受験願書（別記第2号様式）
- (2) 履歴書（別記第3号様式）
- (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- (4) 1の(3)又は(4)に該当する者にあつては1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証する職歴証明書（別記第4号様式）
- (5) 写真（最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの）の裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。

4 受験手数料

- (1) 受験願書に 200円の鳥取県収入証紙をはりつける。
- (2) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験実施後1月以内に試験合格者の氏名を公表すると

ともに合格者に通知する。

6. その他

- (1) 試験に関し不正行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。
- (2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会のこと。なお、郵便で照会の場合は、返信用切手を同封すること。

別記第一号様式(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

本籍
現住所

氏(ふりがな)
年月日生

林業改良指導資格試験を受験する資格を有する者であること
との認定を受けたので、関係書類を添えて申請します。

年月日

右

氏
名

鳥取県知事

殿

別記第二号様式(日本標準規格B5)

紙印
収入
ちよう付らん

受 験 願 書
本 籍
現住所

氏(ふりがな)
年月日生

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて
出願します。

年月日

右

氏
名

鳥取県知事

殿

別記第三号様式

履 歴 書
本 籍
現住所

氏(ふりがな)
年月日生

卒業年次	学校名及び専攻科目	所 在 地
年 月		
年 月		
職 歴		
勤務期間	勤務場所	職 名
至自 年月		
至自 年月		
賞 罰		業 務 内 容

右のとおり相違ありません。

年月日

右

氏
名

別記第四号様式

職 歴 証 明 書

職 名

氏(ふりがな) 名

年 月 日 生

一 試験研究に従事した期間及び勤務場所

一 教育に従事した期間及び勤務場所

一 普及、指導、奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

年 月 日

所 属 長 職 名

氏

名 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発 行 者 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目
鳥 取 県 鳥 取 市 栗 谷 町 印 刷 所

定 価 一 部 月 額 二 五 〇 円 (送 配 料 共) 所 印